

2027 年度目黒区予算編成に 対する要望書

日本共産党目黒区議団
日本共産党目黒地区委員会

要望書の提出にあたって

目黒区長 青木 英二 様

長期にわたる物価高騰が、区民の暮らしと営業に深刻な影響を及ぼしています。食料品や光熱費、国民健康保険料、介護保険料、家賃、教育費などの負担が重く、区民生活を直接支える施策の充実が求められています。

子ども・子育て、教育の分野では、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもの学ぶ権利と成長を保障することが重要です。教育費の負担軽減、不登校の子どもの多様な学びと居場所、特別支援教育、保育・学童保育の充実など、子どもの権利を中心に据えた施策が必要です。

また、記録的な猛暑や集中豪雨、大規模地震への備えも待ったなしです。河川・下水道、がけ・擁壁対策、避難所環境、福祉避難所、在宅避難者や要配慮者への支援を強化するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及など、気候危機への対策を進めることが求められています。

住宅費の高騰や高齢化が進むなか、誰もが住み続けられる住宅政策を進め、介護・障がい福祉、医療、保育など区民生活を支えるサービスを維持・充実するための公的支援を強化する必要があります。

日本共産党目黒区議団は、地方自治体の第一の責務である「住民の福祉の増進」の立場から、目黒区が財政力と権限を最大限に生かし、区民の切実な願いに応える独自施策を積極的に実施することを求めます。大型開発を優先するのではなく、区民のいのち、暮らし、教育、福祉、防災を最優先に財源を活用することが必要です。さらに、必要な常勤職員と専門職を確保し、公的責任を後退させないこと、情報公開を徹底し、子ども・若者を含む区民の声を十分に聞き、ジェンダー平等と多様性を尊重しながら、住民参加による区政を進めることを求めます。

以上の立場から、2027年度（令和9年度）予算編成に対する重点要望および分野別要望を以下のとおり提出いたします。

2026年10月9日

日本共産党目黒区議団
日本共産党目黒地区委員会

重 点 要 望

1. 物価高騰から区民の暮らしと営業を守るために

- ① 生活保護世帯に対し、区独自で冬季加算、夏季加算を設けること。
- ② 中小企業・商店への電気代・ガソリン代・家賃支援を独自で行うこと。特に長期的な物価高のもとで、地域経済を支える中小企業が継続的に経営できるような支援を強化すること。
- ③ 区内中小企業の実態を把握するため、従来の調査にとどまらず、全数調査を実施すること。実態に基づいた経済政策を立案し、地域経済の再生に結び付けること。
- ④ 生活に困窮する区民が必要なときに食料支援を受けられるよう、区の家計改善支援事業による緊急食料支援を充実するとともに、フードバンク目黒等への支援を強化すること。区として、必要な区民に安定して食料が届く仕組みを整えること。

2. 大地震、水害など災害から区民のいのちと暮らしを守るために

- ① 激甚化する豪雨に備え、東京都と連携して河川・下水道対策を強化し、時間 85 ミリ規模の降雨への対応を早期に実現するとともに、さらに大規模な豪雨を想定した浸水対策を進めること。
- ② 水害被災者の生活・営業再建を支援するため、水害見舞金を増額し、住宅・店舗の修繕や家財・設備の復旧に対する補助制度を創設すること。
- ③ 地震や豪雨によるがけ・擁壁の崩落を防ぐため、危険箇所の調査・点検を徹底し、所有者への指導と安全対策を強化するとともに、助成制度を拡充すること。
- ④ 災害関連死を防ぐため、TKB48 を基本に、避難所のトイレ、寝床、食事、冷暖房、入浴、プライバシーなど生活環境を改善し、長期避難にも対応できる体制を整えること。
- ⑤ 福祉避難所の数を増やし、受入体制を拡充し、必要な人が直接避難できる仕組みを整えること。避難行動要支援者の名簿登録と、個別支援プランの作成を促進すること。
- ⑥ 災害ボランティアセンターを迅速に開設・運営できるよう、社会福祉協議会や NPO 等との連携、訓練、人員・資機材の確保を強化すること。
- ⑦ 在宅避難者や車中泊避難者についても支援から取り残されないよう、被災者

の把握と、食料・物資、医療・福祉、情報提供などの支援体制を整えること。

3. 気候変動対策について

- ① 地球温暖化対策は、現在の気候変動の状況を勘案し柔軟に取り組む必要があるため、未来の担い手づくりを進め、一人ひとりが当事者意識を持って議論する気候区民会議を早急に創設すること。
- ② ゼロカーボンシティ実現に向け、樹冠被覆率を高めることは CO2 を削減するだけでなく、都市のヒートアイランドを緩和し、地域全体の気温を下げる効果があることから、緑被率ではなく樹冠被覆率を高めることを環境改善対策の根幹に据えること。
- ③ 区有施設の改築・改修について、ZEB 化を目指して施設の省エネ性能を高めること。
- ④ 既存の区有施設については、設置可能な施設から優先順位をつけて速やかに太陽光パネルを設置すること。

4. ジェンダー平等の推進

- ① 性の多様性を尊重し、すべての区民が安心して暮らせるよう、ファミリーシップを含む目黒区独自のパートナーシップ制度を創設すること。
- ② 困難な問題を抱える女性への支援を強化するため、相談・居場所・アウトリーチなど切れ目のない支援体制を整備し、民間支援団体とも連携すること。女性相談支援員の増員と専門性・処遇の向上を図ること。
- ③ 目黒区でも「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画を策定し、関係機関や民間団体が連携する支援調整会議を設置すること。
- ④ 区の政策・意思決定過程におけるジェンダー平等を進め、審議会等の委員や区管理職の男女格差を解消するため、実効性ある数値目標と取り組みを強化すること。

5. 教育の充実と子どもの学ぶ権利の保障のために

- ① 学用品費や修学旅行費など私費負担を軽減し、教育の無償化を進めること。
- ② 教員不足と多忙化を解消するため、教職員の病休・産休代替を確実に配置すること。
- ③ 不登校の児童・生徒の学ぶ権利を保障するため、東京都のフリースクール利用料助成を補完する区独自の助成制度を創設し、多様な学びの場や居場所、保護者への支援を充実すること。
- ④ 不登校や登校しぶりの児童・生徒一人ひとりの状況や教育的ニーズを把握し、学校内の別室、めぐろエミール、フリースクール、地域の居場所、学習支援、

福祉・医療など、必要な支援につなぐ仕組みを構築すること。安心して過ごせる公的な居場所を増やすこと。

- ⑤ 通常学級を含め、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するため、特別支援教育支援員等を必要数配置し、専門性と処遇を向上すること。
- ⑥ 部活動の地域展開にあたっては、家庭の経済状況によって参加機会に格差が生じないように、参加費などの保護者負担を抑え、希望するすべての生徒が活動できる環境を保障すること。指導者の確保と処遇改善、暴力・暴言・ハラスメント防止を徹底すること。
- ⑦ いわゆる「はどめ規定」を理由に必要な性教育を萎縮させることなく、性的同意、性暴力防止、多様な性、ジェンダー平等などについて、発達段階に応じた包括的性教育を全校で推進すること。
- ⑧ 全ての小中学校のトイレに生理用品を常設し、必要な児童・生徒がいつでも利用できるようにすること。

6. 子育て支援と安心して育つ環境の充実のために

- ① 「こども誰でも通園制度」について、実施状況を検証し、子どもの安全と保育の質を最優先に、定期的・継続的な利用、専用の保育環境、有資格者による十分な職員配置を保障すること。
- ② 区立保育園の民営化を中止し、中町保育園・目黒本町保育園をはじめ直営として存続すること。
- ③ 子ども一人ひとりに十分に目が行き届く保育を保障するため、国の配置基準を上回る保育士配置を区独自に支援し、保育士の確保・定着と処遇改善を進めること。
- ④ 区立保育園の調理業務については、これ以上の委託化を行わず、退職者の不補充による委託方針を改めること。調理員をきちんと採用し、区の責任による直営体制を維持・強化して、子どもの発達に応じた安全で質の高い給食を提供すること。
- ⑤ 私立認可保育園の不正受給を防ぐため、指導検査体制を強化すること。あわせて、保育の質を確保するために、保育士の人件費比率を定めたガイドラインを策定すること。
- ⑥ 学童保育クラブの待機児童と過密状態を解消するため、需要の高い地域で学童保育クラブを増設すること。ランランひろばを学童保育の代替としないこと。

- ⑦ 登校前の朝の居場所について、3校程度での試行結果を検証し、全区立小学校への拡大を進めること。あわせて、希望する児童に朝食を提供する仕組みをつくること。
 - ⑧ 長期休業中も希望する児童生徒に給食を提供できるよう、学校や地域施設を活用した仕組みを整えること。特に経済的困難を抱える世帯の子どもが、安定した食環境を維持できるよう支援を行うこと。
 - ⑨ 東京都児童相談所の開設を待つことなく、こども家庭センターの専門職員を増員・育成し、児童虐待などに対応できる相談・支援体制を強化すること。
 - ⑩ ヤングケアラーのヘルパー派遣事業に関して、介護サービスまでできるよう拡充すること。また、ヤングケアラー支援に関しては、子ども若者部だけでなく、区教育委員会としても対策を強化すること。
7. 高齢者・障がい者が安心して暮らせるために
- ① 介護保険料を引き下げること。
 - ② 物価高で経営が厳しくなる中、介護事業者を支えるために区独自で直接支援をおこなうこと。
 - ③ 介護労働者に対し、直接支援する家賃助成などの支援を区独自で設けること。
 - ④ 681人（2026年10月現在）の特別養護老人ホームの待機者を解消するため、引き続き増設計画をたてること。
 - ⑤ 都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地の地域密着型特別養護老人ホームについて、事業者が辞退したことを踏まえ、早急に整備すること。
 - ⑥ 加齢による難聴者への補聴器購入費助成は、必要な区民が購入できるよう助成額をさらに引き上げること。住民税非課税者に限定せず利用できる制度とし、助成制度利用から5年が経過した場合は再び利用できるようにすること。
 - ⑦ 専門家を配置した聴覚相談窓口を設けること。また、聴覚に特化した検診制度を設けること。
 - ⑧ 障がい者が地域で安心して暮らしていくために、障がい者グループホームの建設をさらに進めること。
 - ⑨ 高齢者の移動権を保障するため、所得制限なしでシルバーパスの購入費を助成すること。
8. 区有施設見直し方針・計画の改定に向けて
- ① 区有施設のあり方については、区民生活と福祉の増進および住民自治の立場を位置づけ、幅広い区民の声に耳を傾けること。
 - ② 区民センターの整備についてはPFI方式ではなく、大規模改修を含めて検討

し、新築する場合は高層ビル化ではなく公共施設に特化したコンパクトな計画にすること。目黒区美術館は芸術・文化関係に携わる区民らからの「現存の建物を残してほしい」という声にこたえて解体せず存続すること。

- ③ 区立小中学校の建て替えに伴う複合施設化については、十分に地域住民の声を反映させること。

9. 街づくりについて

- ① 学校施設はじめ区有施設の更新や改築で財政が圧迫していくというのであれば、区民や地権者から疑問や反対の意見も出されている自由が丘駅周辺地区および中目黒駅北地区における市街地再開発事業は凍結し見直すこと。
- ② 絶対高さ制限の緩和については、既に制度が施行されたことを踏まえ、絶対高さ制限の緩和によって、従来の目的である良好な住宅地・町並みの保全が損なわれることのないよう、緩和による建築物の高さや周辺環境への影響を継続的に検証すること。また、地区計画については、地域住民が将来のまちの姿を話し合い、ルールとして定めた経緯を踏まえ、絶対高さ制限の緩和を適用する際には、地域住民への丁寧な説明と意見聴取を行い、地域の合意形成を尊重すること。
- ③ 不足している技術職の採用を進めること。

10. 国民健康保険について

- ① 国保料引き下げのための一般会計からの法定外繰り入れは削減しないこと。区としてあらゆる努力を行い国保料を引き下げること。
- ② 子どもの保険料の均等割軽減について、国は2027年4月から未就学児に限定されていた対象を18歳まで拡大するとしている。区独自の軽減を加え、子どもの均等割については、18歳まで全額無料に拡大すること。
- ③ 資格確認証は一律発行にすること。

11. 住民税をはじめ医療保険料、介護保険料などの滞納者への丁寧な対応を行い生活費にあたる預金の差し押さえはやめること。

12. 住まいについて

- ① 区営住宅、高齢者福祉住宅を増設すること。
- ② 高齢者の家賃助成制度の募集に関し、6年間の期限をなくし資格要件を欠くまで継続すること。また、ファミリー世帯家賃助成に関しては、家賃の高騰に対応するため、要件である月額家賃の上限を引き上げるとともに、最長3年間を延長すること。
- ③ 若者および単身者を対象とした家賃助成をつくること。

- ④ 居住支援協議会をより実効性のあるものに強化し、高齢者、障がい者、低所得者、生活保護利用者など住宅確保要配慮者の住宅を確保すること。

分野別要望

1. 災害からいのちと財産を守るために

1. 特別区人事・厚生事務組合とも連携し、り災などによって住居に困窮した世帯に対する一時宿泊所を区内にも設置すること。
2. 男女平等・共同参画や多様な性が尊重される社会づくりの観点から、防災訓練や避難所運営訓練など、災害対策のあらゆる場で男女平等・共同参画と性的マイノリティーへ配慮し、周知、研修、実践を徹底すること。また、スフィア基準の理念を順守する避難所設営を行うこと。
3. 感震ブレーカー助成については木造住宅密集地域だけでなく区内全域を対象とすること。また、委任払いもできるようにすること。
4. 防災対策に携わる職員を抜本的に増員すること。特に、女性職員を増員すること。
5. 区の防災倉庫に防塵マスクの備蓄を進めること。

2. 高齢者福祉、介護施策、生活福祉の充実を

1. 低所得者への介護保険料減額制度の条件は生活保護基準額の 1.15 倍以下となっているが、基準を引き上げ、預貯金 300 万円以下という条件を緩和すること。
2. 高齢者自立支援住宅改修給付の自己負担について、住民税非課税者の減額制度を設けること。
3. ユニット型特別養護老人ホームの宿泊費と食事代について、低所得者向けの軽減措置を新たに設けること。
4. 軽費老人ホームないしケアハウスの整備をすすめること。
5. 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームにも夜間看護師を配置できるよう、区として援助すること。
6. ショートステイをさらに拡充すること。
7. 認知症グループホームの整備をすすめること。
8. 高齢者在宅支援ヘルパー派遣事業について、介護保険の対象とならない高齢者の日常生活や社会参加を支えるため、買い物や散歩などの外出支援にも利用できるよう対象を拡充すること。
9. 生活保護利用者への支援の質を確保するため、ケースワーカーを増員し、担当世

帯数の適正化を図ること。あわせて、制度外の相談対応など増加する業務負担にも対応できる体制を整えること。

10. 地域包括支援センターのブランチ（支所）を早急に設置すること。

3. 障がい者施策の充実を

1. 高次脳機能障がい者が、地域で就労できるよう、場の確保をさらに増やすこと。
2. 障がい者手帳の取得に至らない中途失聴者への補聴器購入の助成をおこなうこと。
3. 65歳を迎えた障がい者について、機械的に介護保険へ移行するのではなく、その人にふさわしい必要な支援が継続して受けられるよう、しっかり体制を整備すること。
4. 区が委託する基幹相談支援センターが早く本来の役割を発揮できるよう、人員体制の整備などに区が必要な補助を行うこと。
5. 移動支援における身体介護なしの給付費単価を引き上げること。
6. 人材確保のため、区独自で地域生活支援事業である移動支援に加算すること。
7. 障がい児を育てる家庭への助成や放課後等デイサービスの利用に係る所得制限を撤廃すること。
8. 精神障がい者と身体・知的障がい者との制度上の格差を解消するため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を心身障害者福祉手当の支給対象に加えること。
9. 区独自で宿泊型自立訓練施設を創設すること。

4. 子どもの権利を守り、安心して生み育てられる環境を

1. 病後児保育や一時保育について、オンラインで登録・予約・申請できる仕組みを全実施施設に拡大し、保護者の負担を軽減すること。
2. 不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、東京都の助成制度を補完し、男性不妊治療を含めた自己負担に対する区独自の上乗せ助成を拡充すること。
3. 出産にかかる経済的負担をなくすため、国制度で対象とならない費用も含め、必要な負担軽減策を実施すること。
4. 子ども・若者の意見を区政に実質的に反映するため、各種審議会等への子ども・若者の参加を進めるとともに、聴取した意見を施策にどう反映したかを本人にフィードバックする仕組みを整えること。
5. 家庭の経済状況などによって子どもの体験機会に格差が生じないよう、区内の実

態を調査し、スポーツ、文化、自然体験などへの参加を経済的に支援する制度を創設すること。

5. 区民の健康増進、生活衛生、流行感染症に関すること

1. 新興感染症の発生に備えて、従事する保健師・医師・事務職員を計画的に増員、確保すること。感染症流行の際には応援体制に依存しないよう、平時から持続的な体制の準備を行うこと。
2. 前立腺がんについて早期発見、早期治療の必要があることから、50 歳以上の男性に「前立腺がん検診」を実施すること。
3. 特定外来生物に指定されている「クビアカツヤカミキリ」は桜に深刻な被害を出すことから、早期発見・早期防除のために区民や団体に周知し、発見した際に連携して報告できる体制を整えること。

6. 商工業の振興、雇用対策の充実を

1. 物価高騰により客足が増えない影響を考慮し、商店街支援のプロモーション事業費を幅広く活用できるようにすること。
2. 商品券事業を実施する場合、プレミアム商品券はデジタルだけではなく、紙の商品券も発行すること。
3. ひきこもり、不登校経験者など生きづらさを抱える若者に対し、相談、居場所、就労準備、就労体験、就職後の定着支援まで切れ目なく支援する「若者総合支援センター（若者サポートステーション）」を設置すること。「おためしごと」の受入事業者を拡大するとともに、本人の状態に応じて段階的に社会参加・就労につながる支援体制を整備すること。
4. 若者の就労支援を強化するため、就労支援セミナーや区内企業説明会を開催すること。

7. 区内業者と雇用に配慮した入札・契約制度を

1. 総合評価方式の入札について、区との防災協定の有無だけでなく、防災をはじめ、雇用、人権など労働者への配慮、および環境への配慮を評価する項目を設けるなど制度を充実すること。

2. 公契約条例の労働報酬下限額の設定については、都心部で安心して生活できるだけの報酬・賃金を保障するため、大きく引き上げること。
3. 公共工事の設計労務単価については、都の積算に合わせるだけでなく、建設資材や産廃処分費、物価の値上げ、猛暑対策などを加味し、区独自で実情に近い単価で積算すること。
4. 入札不調の際は、その理由などをしっかりと分析し、随意契約に頼ることなく競争入札を追求すること。
5. 最低制限価格を事後公表すること。

8. 区民が住み続けられる住宅政策に向けて

1. 空き室になっている区立区民住宅については、区営住宅に用途変更すること。
2. 急激な資材高騰などを考慮し、リフォーム助成制度の助成率、助成上限額を引き上げること。また、予算額を引き上げ、多くの区民が利用できるようにすること。
3. リフォーム助成の対象工事を外構部分や門扉、車庫、店舗などにも広げること。
4. リフォーム助成に関して、耐震助成制度やブロック塀撤去・新設の助成制度など、他の制度との併用、および国や都の制度との併用を認めること。
5. 高齢者、障がい者、低所得者、生活保護利用者など住宅確保要配慮者に対し、宅建業者と連携しながら住宅確保を図ること。
6. アスベスト除去費用は高額になるため、スレート板、せっこうボード等の成形板も助成制度の対象とし、助成額も拡充すること。

9. 街づくりについて

1. 立会川、呑川遊歩道、蛇崩川緑道に歩行者が休憩できるベンチ等を増やすこと。
2. 緑道について、樹木の根上がりやインターロッキングの浮き・段差・がたつきを早急に改善し、高齢者や子どもを含め誰もが安全に歩けるよう、点検・補修を徹底すること。
3. Park-PFI は参入事業者が収益事業を行うことと引き換えに、公園の管理を行うことになっているが、事業者の都合で管理形態が変更する恐れもあるため、Park-PFI の導入はやめること。碑文谷公園への Park-PFI の導入は休止されたが、そもそも公園管理は区が責任をもって周辺住民と意見交換しながら行っていくこと。
4. 区内の鉄道駅周辺について、利用実態に応じて鉄道事業者と連携し、駐輪場の整

備を進めること。あわせて、電動アシスト自転車や子ども乗せ自転車など大型化した自転車にも対応できるよう、駐輪ラックの間隔や幅を見直すこと。

5. 区立公園について、落ち葉や雑草、枯損木、ペットのふんなどへの対応を含め、日常的な清掃・点検・樹木管理を徹底し、安全で快適に利用できる環境を維持すること。
6. 近年倒木なども多発している状況から、倒木の対策を進めるとともに、より安全な樹木の保全や、緑を増やす観点からも環境に強い樹木を植えるなど進めること。
7. 公衆トイレにサニタリーボックスを配置すること。
8. 原町一丁目防災街区整備事業においては、周辺住民の意見を取り入れ建物の高さなどに配慮した取組にすること。

10. 環境対策・住環境整備について

1. 2050 年にゼロカーボンシティを達成するためには再生可能エネルギーを増やす必要があることから、民間任せにせず、地域エネルギー会社を設立すること。
2. 区内にビルや賃貸住宅を所有するオーナーに対し、ZEB 化・省エネ化が促進できるよう、積極的な周知と支援策を講じること。
3. 小規模建築物においてもアスベスト調査を行い台帳を作成すること。アスベストに関する担当者を複数配置すること。
4. 家庭ごみの収集の有料化はやめること。
5. 使用済みの園芸土について、区が直接回収しリサイクルを行う仕組みをつくること。
6. 人工芝から PFAS の汚染がどのくらい出ているのか、実態を調査し把握すること。
7. 路上喫煙の全面禁止を徹底するとともに、飲食店や事業所等の敷地内の喫煙場所から周辺にたばこの煙が流出しないよう、設置者に対し適切な受動喫煙防止対策を講じるよう働きかけること。

11. ゆきとどいた学校教育・社会教育のために

1. 特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、エレベーターやバリアフリートイレ、段差解消など学校施設のバリアフリー化を計画的に進めること。
2. 外国につながる子どもが在籍する学校で十分な日本語指導を受けられるよう、指

導員の配置を拡充すること。多文化背景を持つ子どもへの差別や偏見をなくす人権教育を推進すること。

3. 就学援助制度を拡充し、修学旅行費を事前に支給するとともに、生活保護基準の改定によって対象が縮小することのないよう所得限度額を引き上げ、対象世帯を拡大すること。
4. 学校図書館支援員を有償ボランティアではなく、専門性を持つ専任の学校司書として配置すること。
5. 区立図書館 8 館を維持し、統廃合や機能縮小を行わないこと。図書購入費を増額し、全館に常駐の館長を配置するなど、地域の学びと文化を支える図書館機能を充実すること。
6. 学校給食調理業務の一部を区直営に改めること。民間委託により給食提供の遅れや異物混入などのトラブルが続いていることから、給食の質と教育的意義の原点に立ち返り、安全で安心な学校給食を確保すること。
7. 社会教育館に館長・社会教育指導員を配置し、Wi-Fi や ICT 環境を充実すること。コミュニティルーム化に伴う備品の有料化をやめ、講師謝礼を引き上げること。
8. めぐろ歴史資料館の休館・機能移転によって歴史資料の保存・展示機能を後退させず、常設展示施設を早期に整備するとともに、専門職員と必要な予算を確保すること。
9. ICT 教育にあたっては、児童・生徒の視力や健康への影響を把握し、端末の適切な利用を徹底すること。生成 AI については、個人情報、著作権、誤情報、過度な依存などのリスクを踏まえた利用ルールと情報リテラシー教育を充実し、教員による指導や子ども同士の学びを AI で代替しないこと。
10. 災害時には避難所となる体育館屋上の外断熱対策を早急に行うこと。
11. 省エネ対策につながる区立学校の窓の遮熱対策を早急に進めること。

12. 平和・人権施策について

1. 区内の戦争体験者の声を聞く機会が限られていることから、戦争を風化させないためにも、そういった声の聞き取りを広く行うこと。
2. 小中学生の広島派遣人数を増員すること。
3. 区民と協力し合いながら区内の被爆・戦争遺跡の地図（平和マップ）の作製と配布を行うこと。
4. 平和都市宣言および核兵器禁止条約のアピールのための署名、垂れ幕や看板を設

置すること。

5. 部落差別問題については、同事業の枠組みではなく一般人権対策の中で解決をめざし、同和対策４区連絡会の幹部職員研修の人数・経費を見直すこと。

13. 国や都などに対し必要な負担を求め、区民の立場で財源確保を

1. こども誰でも通園制度の本格実施にあたり、国に対し、保育士の確保や保育単価、配置基準の拡充、施設整備などへの区市町村への補助の拡大を要求すること。
2. 質の高い保育サービスの提供と保育の担い手を確保するため、さらなる保育士の配置基準の見直しを国に求めること。
3. 区立保育園の用地買収費や建設費・運営費などの補助を国や都に求めること。
4. 恒常的な学校給食の無償化における財源を国や都に求めること。
5. 目黒区学校施設更新計画に沿って改築、改修等を行っているが、急激な建築資材の高騰により建築工事費が倍以上になり区財政を圧迫している。国庫負担金を算定する際に用いられる建築単価が実際の工事費に追いついていないため、国に対して建築単価の引き上げを求めること。
6. 特別養護老人ホームや障がい者施設など福祉施設の整備にかかわる補助金の増額を、国や都に対し働きかけること。
7. 都内 23 カ所ある障がい者の医療型ショートステイをさらに拡充するよう都に求めること。
8. 都市計画交付金については、生活密着型施設の整備に幅広く使えるような改善と、23 区の仕事量に見合う増額を要求すること。
9. 国と都に対し、国民健康保険制度や介護保険制度を支えるための抜本的な財政負担を求めること。
10. 国に対して、災害時に必要な物資が届けられるよう、国の責任で大規模な備蓄を行うよう求めること。
11. 都区財政調整交付金については、23 区への配分率を現行の 56%から大幅に引き上げるよう、引き続き都に要求すること。子どもの医療費助成への算定を 23 区の要望に基づくものに変えるよう求めること。
12. 生活保護費を増額するよう国に要望すること。
13. 小中学校の全学年で少人数学級を早急に実現するよう、国や都に働きかけること。
14. 教員の欠員や過重労働を軽減するために、教員の増配置を国や都に求めること。
15. 都に対し、都営住宅の増設を強く求めること。

16. 都の住宅耐震診断・改修助成について、助成額を引き上げるよう求めること。
17. 羽田新ルートについては、目黒区上空で飛行機からの落下物はあってはならないこと、騒音による慢性的な健康被害の可能性と影響、視覚障がい者が音を頼りに外出するため飛行時間帯に外出を制限されること、子どもたちへの心身不安をもたらすことなどから、国に対し中止を求めること。
18. 電動キックボードや電動バイクの事故や違反が続くなかで、再規制も含めた検討を行うよう国に求めること。
19. 目黒区の飲料水に PFAS 汚染が確認された場合は、都や国が責任を持って血液検査を行うこと、定期的に水質検査を行うことを国や都に求めること。
20. 英語スピーキングテスト（ESAT-J）は、周りの回答音声聞こえたことや、採点業務の運営体制・実務内容等の公平性・公正性が担保されていないこと、説明不足等も問題になっていることから、都に対し中止を求めること。
21. システム標準化にかかる費用については国の施策でもあり、国に対し十分な財政支出を求めること。
22. 駒沢オリンピック公園の屋外プールを整備・再開するよう都に求めること。

以 上